

平成25年度第3回茨城県地域防災計画改定委員会

原子力災害対策検討部会

日 時 平成26年2月14日（金）13：30分～

場 所 茨城県産業会館2階大会議室

○藤城委員長

今日の議事次第に従って進めさせていただきたいと思いますが、今日の議事の内容は、一つは茨城県の地域防災計画の原子力災害対策計画編の改定についてと、もう一つは、県の広域避難計画の非常に基本的なところの検討、その2つの議題でございます。

まず最初に、茨城県の地域防災計画の原子力編の改定案について審議を進めたいと思いますので、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 説明

○藤城委員長

ただいま地域防災計画の改定の案の主な改定趣旨について説明があったわけですが、これに関して、どうぞご質問、あるいはご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、野口委員どうぞ。

○野口委員

どうも、ご苦労さまでした。

基本的には、こういう方向で私は結構だと思いますが、1つ意見、1つ質問を申し上げます。

意見は、まず2ページ目に書いてある、2 原子力防災専門官及びモニタリング対策官との連携ということで、この方向性は大変結構だと思いますし、ぜひ、こういうふうにやっていただきたいと思いますが、この基本計画は、計画を立てたことによって何らか県の行動というものに影響を与えなくてはいけないというか、与えるものを書くべきだと思っております。そういう意味では、ここに密接な連携を図ることが目的として書かれているように見えてしまうのです。本来ここで書くべきところは、例えば原子力専門官との協力のもと、より実効性の高い計画をつくるか、もしくは迅速に国の施策を県の方針に取り込むとか、逆に県の施策をきちっと国に説明をして、国との連動をよりよくするとか、やはり防災専門官やモニタリング対策官と連携をとるとということが目的ではなく、とったことによって何をどう高めていくかということを書いたほうがよろしいのではないかと思います。これが1点目で、これは意見です。

2点目は全体的な質問ですが、今ご説明をいただいたとおり、ほかもそうなのですが、基本計画ですから、こういうときにはこういうことをする、する、すると全部書いてあるのですが、東日本大震災を見てもわかりますように、原子力の大きな事故というのは、複合災害のときの可能性が、より高くなると考えています。そうすると、すると決めていても本当にできるかという実効性を確認することが非常に重要で、基本計画の中だけでそれを担保するのは難しいわけですが、当然、並行して県としての防災時のBCPというもの、名前は何でもいいのですが、そういうものの検討の中で、ここに書いてあって決められたことを災害時にきちっとやっていくという検討は並行して進められ、それが文章化されていますでしょうかという質問でございます。

○藤城委員長

今、コメントとご質問がありましたが、いかがでしょうか。

○事務局

2番目のご質問に対するお答えになるかどうかなのですが、やはり実現性、実効性というのは非常に大きな問題だろうと思われれます。それを確認する意味での防災訓練であるとか、そういうものの活用というのが、まず1番目に来るのではないだろうかと思っております。

確かに、前々から努力目標的な計画の書きぶりということをご指摘を受けておりますが、それを将来の目的といいましょうか、一つの目標として計画としては定めていき、それが果たして実効性があるのかどうかについては、防災訓練等で確認を順次確認していくというやり方が望ましいのではないかと思います。

○藤城委員長

はい、どうぞ。

○野口委員

防災訓練というのは、計画したものが基本的に計画どおり動くかどうかの確認だったり、その計画自体のミスといいますか、不整合がないかということを確認していくため、訓練をきちっと繰り返されて継続改善をされるというのは当然必要だし、ぜひやっていただきたいと思いますが、今、規制委員会で、原子力の施設に関して、かなり厳しい安全条項というものが与えられている。そうすると、この安全対策をとった発電所が、さらに避難が必要な状況になるというのは、かなりいろいろな状況は厳しい状況になると考えざるを得ないのです。したがって、発電所にだけ非常に過酷な状況を与えて、設備上に対する対策を求めているわけですから、当然、防災計画のほうも、そういう状況のもとで本当に市民、県民の方を安全に避難していただくことができるかという検討は同時に必要なのではないかと思います。したがって、原子力施設に対する要求基準が厳しくなればなるほど、避難に関する防災計画に関するハードルも上がっているとお考えいただきたいと思っております。

そういう意味では、訓練は、繰り返しになりますが、非常に重要なのですが、やはり訓練ということでは検証し切れないものは、世の中に今BCPと呼ばれているものが自然だと言われているので、県の防災の立場でも、どんな状況でも確実に最低限度の安全を市町村民、県民の方に提供できる準備というのは並行して進めていただきたいと思っております。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。今のご意見は、今日の審議のものは基本ですが、それを具体化していろいろ考えたときに、より確実な実効性のあるものにしていくというご指摘だと思いますので、何と呼ぶか知りませんが、マニュアルですとかいろいろな実施計画的なものを、これから当然、事務局の中で考えながら、それを訓練で確認をしつつ、よりいいものにしていくというところはあると思っておりますので、その辺を、ぜひよろしくお願

いしたいと思います。

○事務局

B C Pにつきまして、災害編の地震編については県でB C Pを作っておりますが、この原子力につきましても、今のところ、B C Pか、あるいは、先ほども委員長言われましたマニュアルとか、そういった形での何か対応というのを作っていかなければならないかとは考えております。

○藤城委員長

野村委員，どうぞ。

○野村委員

今の件ですが、確かに野口委員おっしゃったように、訓練というのは、計画に対してそれを実際にやってみて、それを評価して、改善するといった、P D C Aを回していくという基本的な考え方があるので、それはある程度限界があるのかなと思います。

前の検討部会でもお話ししましたが、自然災害がない場合、自然災害が重なる場合、そういったケーススタディというのですか、そういったものを事前におやりになっておく。ですから、別に訓練をやらなくてもある程度のことはわかると思うので、そういったことを事前にやっておられて、自然災害と重ならない場合には淡々とできる可能性はあるわけですから、そういった場合と、この実際の計画の中にも、そういう大きな地震があったときには、モニタリング設備をきちっと点検して、使えるかどうかということをやちゃんと確かめなさいということが入っていますので、そこは一つ進歩かなとは思っているのですが、自然災害である機能が使えなかったときにどうするかということ、幾つかケーススタディ、あるいはシミュレーションをやっておいていただくというのが実効的かと思います。

以上です。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

私からなのですが、多分もう少し具体的なことを議論する上での話だと思いますが、モニタリングについて国との関係では、国はE R Cを中心にして、いろいろ指示を出すようなシステムになっていると思うのです。その辺を少ししっかりと、具体的な計画の中では、どういう情報なり指揮の系統が、組立て、枠組みでできているのかをしっかりと把握した上で計画を作っていかれるとよいと思うのです。国の対策本部という書き方しかしていないものですから、実態的になったのは、どこと連絡をとり、どこから情報をどうもらって連携を図っていくかということが、まだ見えないところが一部ありますので、ぜひ、より実効性を図る上での要点の一つかと思います。

あとは、多少細かい話ですが、測るときの高さが1メートルとあるのですが、実際のモニタリングポストはいろいろな高さがあると思いますので、ぜひ非常に注意して、情報をしっかりと正しく受け取れるような形が必要だと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

前回でかなり議論をして、実際の具体的な対策を決める上でのポイントについてはご指摘いただいているところでありまして、それをある程度ここでも、国の補足説明、あるいは手引等をリファアーして、かなり書き込んでありますから、かなりいいものになってはきていると思います。

赤塚委員どうぞ。

○赤塚委員

オフサイトセンターもそうなのですが、例えば本部ができますよね。いわゆる県庁に対策本部ができると思うのですが、これの代替施設的なものというのは考えられているのですか。

○事務局

防災計画の中では、明確な代替施設というのは、位置づけをまだしていないところなのです。将来的にといいましょうか、やはり通信機能であるとか、県庁の災害対策本部機能がある程度保てるようなところ、最終的には県有施設になると思います。そういったところが代替施設になってくるとは思いますが、まだ記載はしてございません。

○赤塚委員

警察では、原子力災害になった場合の代替施設の方向づけをしてあるのです。そうすると、県との連携をするために、県の代替施設が近くにあったほうが、うちとしては非常に連携がとれるので、できれば早目に決めていただいて、うちのほうの代替施設との距離とか、連携の方法を考えていくような形にしないと、本当にとんでもない遠くなってしまって連携がとれないといっても困ります。早急に代替施設的な、オフサイトセンターもきつと、ここがもし使えればいいですが、先ほど言ったように複合災害とか何かでそこへ行けないとなった場合に、東京から来る省庁の方も、近いどこかUPZ外に入るということを考えていただければ、警察のほうの警備計画も、それに沿って作りたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○藤城委員長

よろしいでしょうか。その点は、これから十分考慮して作業を進めるということであります。

ほかに、いかがでしょうか。

野口委員、どうぞ。

○野口委員

単なる情報提供ですが、この前、放医研に行ったら、放医研ではセシウムホットスポットになっているところを可視化するような装置の開発とか、今新技術でいろいろなことがなされていますので、既存のモニタリングというのはすごく重要なのですが、それだけではなく、やはり市町村民の方も含めて安心できるような、いろいろな新技術に対する目配せはしておいていただきたいと思いますし、これも蛇足になるかもしれませんが、BC

Pというと、ついつい地震みたいになるのですが、今回みたいな雪の日なんかも当然あるわけで、交通障害でうまく人員が確保できないとか、停電が雪で長くなるとか、あとは、インフルエンザで、例えば人がたくさん出てこられないとか、実は計画を阻害する要因というのは地震だけではないので、そういうことも踏まえまして、ぜひご検討いただきたいと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

確かに、すべての機能がちゃんと働くということは、むしろ難しいと考えたほうがいいというのは、野口委員、野村委員、その他の方々のご懸念だと思いますので、ぜひその辺も考慮の上で、実施計画的なものの検討を進めていただきたいと思います。

どうぞ、土屋委員。

○土屋委員

もっとちゃんとフォローしておかなければいけなかったのですが、原子力防災専門官の方は、ふだんから常駐しておられて、割と地域のことをよくご存じだと思うのですが、今回、対策官の方であるとか、緊急時モニタリングセンターの所長というのは、規制庁から来ますと書いてあって、そういう方たちは、ふだんの状況を知らない方が来ることを想定されているのですか。

○藤城委員長

事務局どうぞ。

○事務局

モニタリングセンター長については、監視情報課の室長さんが来るという動員計画に、既にマニュアルでなっております。あと、モニタリング対策官については、青森におられ、全国に2人いるとのことでした。

○藤城委員長

青森と福井にあります。それが、それぞれ地区を分けて担当することになっているのです。

○事務局

その対策官がこちらに来るというマニュアルに今のところなっております。

対策官とは頻りに情報交換といいたいでしょうか、県の状況については、よくご存じだと思います。今の方は精通されているので、今の方であれば何とかなるかもしれません。

○藤城委員長

確かに、対策官は、かなりの専門職から人選を、現在選んで役割をしているのですが、何せ2人しかいない。そういったところで、確かに多少、地域的に不公平になることもあるかと思いますが、多分、今非常にアクティブに各地のモニタリングセンターの設置想定場所を歩いているところだと思います。

○野村委員

ちょっとよろしいですか。

○藤城委員長

どうぞ。

○野村委員

これは国に対してきちっと言わなくてはいけないのかもしれないのですが、モニタリング関係についての対策官を置くという、こういう制度を作られたこと自体は、前に比べたら進歩かなと思っています。

それで、今の話にありましたように、日ごろから、そういう必要なところについて対策官が出向いて、県の計画とかいろいろなものをお作りになるときに、そういう相談に乗ってあげるとか、あるいは、県から国が出張らなければいけない部分について、日ごろから相談に乗るとか、あるいは、県から国のほうにきちっとそういったことを伝えるとか、日ごろの活動で決まると思うので、これは、むしろ国のほうへきちっと言わなくてはいけないが、先ほどの携帯の話ではないけれども県と日ごろから連携をとって、計画段階で現地もきちんと確認する、それから県の計画についていろいろな相談に乗る、そういったことをこれからしっかりやっていただければ、前よりは進歩するのかなと思います。

以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。ぜひ県のほうも、積極的に国とのコンタクトをとられて、対策官に現地をよく知ってもらい、いざというときに役に立つような形で、日ごろから努力をされるということをお願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

かなり具体的なところまで少し踏み込んだ形で計画を今検討しているということで、いろいろご指摘もありましたが、これを大体ベースにしていってもよかろうというご意見のようでございます。

それでは、この茨城県の今年度での防災計画の改定案についてのご議論は、一応ここまですべてといたしまして、次に広域避難計画案の検討に移りたいと思います。事務局から、まずご説明をよろしくをお願いします。

○事務局

説明

○藤城委員長

どうもありがとうございました。

ただいま、茨城県の広域避難計画についての基本的な考え方と現状についての事務局からのご説明があったのですが、どうぞご質問、あるいはご意見お願いいたします。

赤塚委員、どうぞ。

○赤塚委員

避難先の関係なのですが、各市町村のほうに働きかけているのは、どの程度進んでいて、それから各県、隣接県とかありますよね。その隣接県の働きかけもあるということかということなのですが、これはどういうことかという、例えば茨城県内であれば、すべての96万人の関係が茨城県内で避難できるという計画であれば、それでいいのですが、例えば栃木県、埼玉県とか隣接県になる場合、うちの場合、交通規制の関係と、あと、それから避難所に対する警戒も、ほかの県と連携して警察同士でもやらなければならないという部分がありますので、そこら辺のところをどこら辺まで進んでいるか、基本的な考えは他県まで及ばないのかということをお聞きしたいのですが。

○藤城委員長

隣接県との関係について、どうぞ。今の検討状況で、ご説明できる範囲でお願いいたします。

○事務局

96万人を、どこで受け入れられるかということでございます。

今までは、茨城県の避難所では、要は14市町村がUPZですから、残りの30市町村で110万人入るという前提の中で考えていたのです。果たして、今度それで大丈夫なのかどうかということで再調査を行いました。

結果として、やはり教室とか、こういったところを対象にするかによって大きく変わると思うのです。避難において、そこにとどまる時間を、例えば1日で避難は一たん急場をしのいで、それから動いてしまうというのであれば、その110万人を受け入れられるから、そこで済むかもしれません。けれども、ある程度長期ということになると、やはり教室以外の体育館であるとかに限定をするとすると、その受け入れ人数というのはどんどん減ってくるのだらうと思っています。そうすると、やはり基本計画といいたしうか、基本的な考えの中で、96万人の避難先を確保するとなると、やはり隣接の県、これは最終的に避難道路の関係ともいろいろあると思うのですが、そういうところにも調整を今後して、やはり96万人なら96万人の避難先の確保をしていかなければならない状態というのは出てくることはあります。

○赤塚委員

わかりました。そうすると、めどが立った段階で、早急にそういう、この県とこの県をちょっと働きかけていると言っただけであれば、うちの県も、その県警本部と調整しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

今説明申し上げたとおりなのですが、まずは、県内で基本的にしっかりと受け入れられないかどうか、そこを中心に調整を進めまして、それでも足りないといったような場合には、県外ということも考えなければいけないとは思ひのですが、その段になったときには、先ほど委員からご指摘があつたように、いろいろ規制の問題とかあるかと思ひるので、県警

本部さんともしっかりと調整させていただきたいと思います。

○藤城委員長

よろしいですか。

○赤塚委員

はい、わかりました。

あと、市町村のほうに、今具体的に何万人とある程度出していますよね。出していないですか。どのぐらい受け入れられるということを県内の市町村に問い合わせして、さっき言った110万人という話が出たと思うのですが、その段階で、各市町村でも検討は始まっているような状況なのでしょうか。

○事務局

各市町村で詳細の受け入れ時の検討というのは、まだしていないと思います。いろいろな情報交換はしておりますが、まだ市町村としては検討をしていないと思います。

○赤塚委員

わかりました。

○藤城委員長

その辺は、これから徐々に詰めていくということになるわけですね。

野口委員、どうぞ。

○野口委員

基本的には、私も4ページの基本的な考え方でいいと思っています。

ただ、細かいOILの状況によっていろいろ違うこともあって、これは2ページの基本的な考え方と、4ページの話というのを、どうきちっと整合させて県民の方に伝えるかということが、すごく重要だと思っていて、何となくこの2つが一致していないように見えてしまうのです。

恐らく、こういう2ページの6番のように、一般住民の避難手段については自家用車避難を想定するというのが先に出てしまうと、恐らくUPZの人も一気に逃げってしまうということもあり得ると思っていて、基本的に、ここに考えてあるような、PAZの方をまず優先的にやるという考え方は非常に僕は重要だと思っていますが、そうすると、例えば、こういう文章の中で6番なんかは、PAZ及び県が定めた地域の方々の一般市民の避難手段についてはというふうに、主語をあえて限定してしまって書くことによって、UPZの避難というのは、めいめい勝手にやるのではなく、県がきちっと指示をした人たちから順番に出ていくのですよということを明示したほうがいいのではないかというのが意見です。

それから、恐らく基本的な考え方の中に、避難の効率的な避難及び原子力災害対応への効果的な対応のために、交通規制を実施することもあるということを明記したほうがいいのではないかと思っておまして、その2点が意見であります。

○藤城委員長

何か今のご意見に対して、今の検討状況の中で、どういうふうに考慮しているかというのを、ご紹介願います。

○事務局

やはり、指示を出した範囲の方だけが動いていただくことで、段階的避難というのは実現をするのだらうと思っているのです。

ただ、福島原発事故の際もあったように、避難指示を出されていない範囲の方も動いてしまう、これを強制的にとめるというのは非常に難しいので、ここには記載はしてございませんが、避難計画の中で住民の心得といたしまして、あるいは行政からの住民に対する周知といったものをしっかりやっていくということで、ある程度の抑制が図られるのではないだらうかと考えています。

ただ、それをやった上でも、まだ自主的に避難をしてしまうという方についての避難の受け入れをどうするかについても、検討しておかなければならないだらうと思います。要は勝手に逃げた人だから、その人は勝手にやっていけばいいんだという考え方もあるかもしれませんが、やはり行政当事者としては、なかなか自分のところの住民を、勝手に逃げた人の一言では済ませられないということはあるかと思っています。

○野口委員

いろいろ気にすることがあって、先に避難を始めようとされる方は、例えば東京とか埼玉とか、近隣に親戚がいるとか家族がいるというめどがあるところで、茨城県を超えて避難される方も結構いらっしゃると思うのですが、これも余り言い方が難しいのですが、仮に汚染が進んだ状況で各車が県外を超えてどんどん出ていかれると、受け入れ側としてもいろいろな問題が実は出てくるのが、問題が県外まで拡散することも考えられるのです。そういうときに、なるべくそういう他府県に影響を及ぼさないということも県としては考えなければいけないし、ただ、そういう状況に県民の方を追い込まないことが何よりなのですが、県民の方の命、健康というのは重要なのですが、この前の福島を見ても、ある地域で、たき木さえ燃やしてもらえなかったという状況があることを考えると、こういういろいろな、やはり県内のことだけではなく、県外への影響も考えて、ここら辺の実効性、それから災害防止対策ということも含めて、少し複数の観点で書きぶり、もしくは県民の方への状況の説明というのは、やっていただいたほうがいいと思います。

○藤城委員長

野村委員、どうぞ。

○野村委員

今の野口委員のご意見に、私は賛成です。特に茨城県の場合は96万人と非常に人数が多いので、この人たちが、それぞれの住民の判断に任せてしまうと、それこそ收拾がつかない状態になるので、先ほどお話があったように、こういうときにはこうするのだという住民のやるべきこと、注意しなければいけないことを、ここの区域の人についてはこう、P

AZの方々とUPZの方々ではリスクが違うわけですから、日ごろからそういったことについてきちっと周知をしておくということに賛成です。

その際には、わかりやすくしておくということが非常に大事で、余り複雑なことを指示して、住民が判断しなければいけないようなことをしておくで混乱しますので、県から、あるいは国から、この区域に指示があったときには、どここの区域の人は、指示があったときには屋内退避なのか、避難なのか、避難になった場合には、どこの市町村へ行くのだというふうに、1対1できちっとやるのがわかるようにしておくことが大事なポイントかと思えます。そういったことを、日ごろからきちっとやっておく。

それから、PAZの方々については、全面緊急事態になったときに、まずは避難していただくわけですから、この人たちは、あらかじめ指定する避難場所、あるいは市町村を決めてあるわけですから、そこにきちっと行っていただくということをイの一番にやって避難していただくことになる。

それから、UPZの方々については、全面緊急事態になった初期の段階の話としては、選択肢としては屋内退避をまずやって、その次にブルームの通過時、このときに動くリスクが非常に大きいですから、そのときはやり過ごすという対策をとり、その後避難をするときには、360度、あるいは陸側だけであれば180度全域の方々が避難するわけでもないこと、また、距離が遠くなればなるほど、外部被ばくとかそういったものの割合が落ちてきて、いわゆる内部被ばくのほう効いてくるというケーススタディもあり得ますから、そういったときには、避難よりも屋内退避のほうが有効な場合もあるわけです。ただし、屋内退避が、そんなに長期間あるわけではないですから、そういったことに留意しつつ、効率的にやっていただくことになるかと思えます。

そのためには、先ほど言ったように、できるだけ歩どまりというか、自主的に動かれる方たちをできるだけ減らすためには、日ごろからわかりやすい計画にしておくということがポイントかと思えます。

ですから、96万人分の避難先をきちっと確保しておかれるというのも大事ですが、それとあわせて、緊急時にきちっと情報が伝わるということ、それから、どういう指示をもらったときには何をしなければいけないかということ、しつこいですが、そういったものを日ごろからわかるようにしていただきたいと思えます。

それで、屋内退避の話について補足させていただきますと、屋内退避は、確かに長期間家の中にいるのは無理ですが、短期間については、ある程度有効かと思っています。それは、一つは屋外の空気の中に取り入れれないことにすることによって、内部被ばくを防止できるということと、それら、ふだんの生活とそれほど変わらないわけですから、いろいろなテレビとかラジオとか、あるいは防災行政無線でいろいろな情報をとれるといったメリットも一つあります。

それから、コンクリートの屋内であれば、いわゆる外部被ばくといったものについてもかなりの低減効果があります。ですから、あるレベルであれば屋内退避は非常に有効で、

逆に福島の例のように、無理やり避難をさせて、重病人の方々が亡くなってしまうという悲惨な事例もありますので、そういったところは本当の正当性があるのかどうかといったことを、きちっとあらかじめ日ごろから周知していただいて、家の中でブルームをやり過ぎすということが、むしろ場合によっては安全なケースがございますので、そういったことも日ごろからきちっとやっていただき、茨城県のほうでは、ケーススタディとかシミュレーションといったことをやっていただくのも一つの手かなと思います。

これは私の意見です。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。いろいろ具体的なことも踏まえたご意見いただいたわけですが、屋内退避の仕方、特にUPZの方々をどのように守るかという視点での広報が非常に大事だというご指摘だと思います。その辺、ぜひこれからご検討していただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

福長委員，どうぞ。

○福長委員

ここに書いてある屋内退避の実施というのは、コンクリート屋内退避を含む、例えば住民の方のご自宅と理解すればいいですか。

○事務局

コンクリート屋内退避は、住民すべてがそういったところにお住まいになっているわけではないので、ここで言っている屋内退避は、そういうのも全部ひっくめて屋内退避です。コンクリート屋内退避はどういうふうにするかというのは今後の検討なのですが、要は、自分のところにとどまれない、要は、どこかに集合場所的にやるという屋内退避にする場合には、やはりコンクリート屋内退避場所といいましようか、一時集合場所といいましようか、そういう形の使い方になってくるのかなと思います。

○福長委員

津波の場合でいいますと、一時避難所、緊急避難所、それから避難所とあって、直ちに危険を避ける場合には屋内に入って、水位が低い場合には2階以上に上がるとか、それから、もっと高い場合には津波避難ビルに逃げるということがあるわけですが、そうすると、このコンクリート屋内退避所の位置づけというのは、緊急時の避難施設みたいな、そういう位置づけでよろしいわけですか。津波避難ビルのような、そういう感じで理解しておけばよろしいわけですね。

UPZ内の屋内退避というのは非常に重要であろうと思っていますので、お尋ねしたいのですが、例えばコンクリートの屋内退避所を決められたり指定をされる場合には、県なりが指定をされるということになるのでしょうか。

○事務局

市町村の計画になると思います。

○福長委員

市町村が指定をする。

○事務局

はい。

○福長委員

なるほど、わかりました。ありがとうございました。

○藤城委員長

その辺、確かにコンクリート屋内退避は、また別途ちゃんと考えないといけないので、自宅にとどまるというだけではなく、いろいろな方策を組み合わせる対策をとるということになるかと思います。

○事務局

ただ、難しいと思われるのは、当然、自宅におられる方が避難を想定して、そこに移るというタイミングです。ですから、全面緊急事態の段階に、いつプルームが飛んでくるかわからないときに、そういうコンクリートに移るといのが果たしていいのかどうかという問題もあるので、それについては検討が必要だろうと思います。

○野村委員

よろしいですか。

屋内退避の防護の目的というか、効果というのは、先ほど私2つ言ったと思うのですが、1つはプルームによる呼吸経路と言っていますが、呼吸経路からの内部被ばくの問題と、もう一つは、プルームが通過していったとき、あるいは地表面に放射性物質が沈着をして、それによるガンマ線による外部被ばくを低減する、この2つの効果に対して屋内退避の有効性を検討しなくてははいけない。

今、福長委員から話があったことで話しをしますと、自宅というか、普通の今の日本の家屋では、ほとんどアルミサッシとかいろいろな建材を用いておりますから、そういった家屋では、花粉症の対策と同じように、外気を入れないような対策をとっていただければ、ある程度、内部被ばくの防止はできると考えられます。

ただし、自宅の場合には、プルームが通過する際のガンマ線による外部被ばくに対しては、内部被ばくに対するほどは期待できない、また、地表面などまわりからのガンマ線による外部被ばくの線量が高い場合には長期間いられませんので、そういった場合には、ある程度の線量レベルからは避難、あるいは一時移転といったことを検討しなくてははいけないということになります。

それから、コンクリート屋内退避の場合には、いわゆる気密性の効果と、それから遮へい効果も期待できます。福島の実例でも、1けたぐらい線量は下がっていますから、外部被ばくも防止できますから、先ほど言いました病院みたいに患者さんを動かさないようなところについては、無理やり動かすよりも、屋内退避によって内部被ばくと外部被ばくもある程度防止できますので、ですから、コンクリート製で気密性が確保できる建屋につい

ては、両方の効果が考えられますから、そういったところを指定して、有効活用するということも一つ考えかなと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

土屋委員，どうぞ。

○土屋委員

勉強会にかかわっているの、県が相当悩みながら広域避難計画を作っておられるのを知っているの、余り言いたくはないのですが、先ほどあった、UPZの皆さんが余り先走って危険な方向に行かれるとか、あるいは混乱を招くとか、そういうことがないこととあわせて、例えば複合災害のときは、避難所を指定していても、行ったら使えないというものが発生する可能性がありますよね。福島も、それですごく苦勞しておられて、大きな施設はあったけれども、そこが地震で被害を受けて使えなかった。でも、無理やり使っておられたところもあるわけです。そうすると、勉強会でも市町村から要望が出ていましたが、やはりいかに早く県から情報が来るか。それとあわせて、双方向の、ここの指定されている避難所は使えるので受け入れ体制できましたというような、双方向の情報連絡がないと、まず地元の住民の皆さんを落ちつかせる情報を伝達できないということと、受け入れるほうに、受け入れ側としての体制づくり、あるいは避難される方たちがどういうふうにかちんと行動できるかというところで、混乱を招かないようにしなければいけないので、双方向の情報伝達の仕組みを災害時も使えるようなものをどのぐらい完備するかが、鍵になるのではないかと思います。

あと、さっき野口委員から出たのですが、私の団地でホットスポットがあったのです。よく調べたら、福島に3カ月ぐらい置いてあった、つまり地震で動けないので、福島に置いてあった車を動かしてきてしまったというものらしいのです。ですから先ほどあったように、汚染を広げていくという意味では、結構ポイントポイントでスクリーニングをして、できるだけ広げないようにしなければいけないと思うのです。

交通規制もとても大事なのですが、それもすごく大事なことです、例えば、UPZの方たちは避難されるときに、安定ヨウ素剤をこのポイントで配りますとか、この市町村の方たちの安定ヨウ素剤をここで配りますと言えば、かなりそこを選択的に通っていただけるようなことがあるので、規制も大事なのですが、そういう行動を誘導するような避難計画ということも、人間の心理に訴えるようなことも必要かなと、これは勉強会でしっかり議論をしながら積み重ねていって、自治体の方たちとも話し合っていかなければいけないと思います。

国のワーキングに物申しては申しわけないのですが、先ほど説明にあったスクリーニングが、車、外部だけだとか、代表者だけだというのは、効率的なスクリーニングとしては必要なのだろうと思うのですが、避難される方たちは、それぞれいろいろな行動をとって

おられるので、やはり一人一人どうであるかというのを一番気にされると思うのです。なので、できるだけ早い段階で個人の検査ができるような体制をとらないと、これは、そのときは何とかなるのですが、個人のデータがないということは、2カ月、3カ月、半年たっていくと、あのときどうだったろうかということで非常に不安の原因になってしまうのです。それが、やはり今福島でも問題になっているので、これは緊急事態のときにどうするかというのと、少し落ち着いてから、どれだけケアをするかという段階によるのだと思うのですが、私は、できるだけ早い段階で個人の被ばく線量をはかれるような体制をとらないと、後々非常に困るのではないかと考えています。

○藤城委員長

ありがとうございました。

○赤塚委員

規制の関係なのですが、入ってくる車は規制します。出ていく車は誘導します。優先的にこちらをとめて、ここの道路は通れないというのは、危険防止のためには、例えば先ほど言った、地震で橋が壊れたときは、そこを通行どめにしますが、できる限り避難誘導を優先的に出して、入ってくる車を、緊急輸送の車とかそういう優先する車は入れますが、他の一般の車両については規制するという形をとっております。

そういう考えでこれから計画していくのですが、例えば、十字路交差点での誘導というのがありますが、片一方がどんどん渋滞しているのに、どんどん入れたら余計ボトルネックみたいになってしまうので、そこは誘導の仕方を検討していくという形です。

それから、先ほど、いろいろな訓練がありますが、今各市町村では、年に一回、年中行事的に防災訓練を例えばやっています。それも、シナリオどおりにある程度やって、住民参加の方も避難だということで旗を持って歩くという感じなのですが、一部、今市町村では、年中行事的な市全体の防災訓練ではなく、その地区ごとの自治会ごとの訓練をしっかりとやっていこうということで、そこへ行って細かい指示とか、最初の地震があったときこうしなさいとかを行っているようです。しかし、それが原子力の関係があったときは、まだそれがありません。ですから、これからは原子力災害があったときにも、そういうふうにUPZの関係の地区とか、あとPAZの関係の地区では、ここはこういう地区なのだから、ここへこういうふうに避難しますとか、安否確認も、では誰々さんはあそこのところを確認してから来てくださいよとか、そういう、前にも言いましたが地域のコミュニティがしっかりとできるような形が、今市町村のほうで行っているところもあります。ですので、そういう細かい年に一回、全体的に市でやる防災訓練を一回やったからいいやというのではなく、そういう積み重ねを重ねていくと、認識というか、地震が来たらこうする、原子力の情報が入ったときはこうするというのがわかるようになればいいのかなと考えております。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。これから、この県の議論を踏まえて、各市町村でのい

ろいろな具体的な計画の検討が始まると思いますので、ぜひ、その際には、今いろいろのご意見ありましたようなところの観点を入れて、情報をうまく伝えて、効率的な効果的な訓練なり計画なりになるようにしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。事務局で何かありますか。

○事務局

広域避難計画につきましては、本日ご説明をさせていただいて、まだまだ課題が多いということで、我々も汗をたくさんかかなければいけないところなのですが、引き続きいろいろと先生方にご意見いただいて、勉強させていただきながら、よりよいものをつくるべく努力してまいりますので、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○藤城委員長

ありがとうございました。

何か全体を通じてのご意見等、もしありましたら、いかがでしょうか。

いろいろご意見いただいたので、これから具体的な計画が県のほうでも進められますし、いろいろ先ほど勉強会という話がありましたが、そこでのよりディテールなディスカッションも行われているようでございますので、ぜひこれを生かして、効率的で効果的な計画の具体化を図っていただきたいと思います。